

小倉生健会作成の「生活保護の手びき」を、2回にわたって掲載します。

全生連・小倉

生活と健康を守る会

くらしで困っている人のための

生活保護の手びき



Q1 生活保護はどんな場合に利用できますか？

国が定めている「最低生活費」以下の収入しかなく、手持金や貯金などもわずかであれば、誰でも生活保護制度を利用できます。最低生活費は、北九州市の場合、1人暮らしで7万円台、2人で10～11万円程度、3人で13～14万程度（家賃・医療費・介護費を別にした生活費）がおおまかな目安となります。ご相談下さい。

Q2 申請はどこにするのですか？

住民票に関係なく、今あなたが暮らしている地域の福祉事務所（区役所の保護課）で申請できます。

Q3 福祉事務所で申請できなかったら・・・？

不当に追い返されている可能性もあります。あきらめる必要はありません。申請権があります。ご相談下さい。

Q4 外国籍でも生活保護を利用することはできますか？

外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなどの定住性のあるビザを持っている場合は生活保護を利用することができます。申請は外国人登録証のある場所の福祉事務所に行います。

Q5 申請して生活保護が開始されるまでどれ位かかりますか？

本来は申請のあった日から14日以内に書面で通知されることになっていますが、実際には30日程かかることが多い状況です。また30日を過ぎれば却下されたとみなして不服申し立てもできます。ご相談下さい。

Q6 現金を持っていると生活保護は利用できないのですか？

現金や預金の合計が「Q1」の最低生活費以下であれば利用できます。ただし基準の半額を超える分は最初の保護費から差し引かれます。

Q7 収入があると生活保護は利用できませんか？

収入があっても、最近の3ヶ月の平均収入が最低生活費以下であれば足りない分が支給されます。また医療費や介護費がかかる場合はその分もプラスされて支給されます。

Q7-2 働いていると生活保護は利用できないのですか？

働いていても収入が少なく、「Q7」の条件にある人は「最低生活費」よりも少ない分が、保護費として支給されます。その際、児童手当等も収入に含めます。収入は申告しなければなりません。働いて得た収入には、一定の「必要経費」が認められます。

Q8 生命保険は解約しなくてはい

けないのですか？

保険を「解約」したときの払戻金が「Q1」の最低生活費のおおむね3ヶ月以下で、毎月の保険料が最低生活費の1割程度以下であれば解約しなくても良いことになっています。貯蓄性の高い保険などについては解約して払戻金を生活費に当てることを求められます。

Q9 学資保険を続けることはできますか？

解約返戻金が50万円以下である場合は続けることができます。また生活保護を利用し始めた後で新たに加入することもできます。

Q10 野宿生活でも生活保護は利用できますか？

今いる場所の福祉事務所で申請できます。通常の生活費とは別に、アパート暮らしを始めるための敷金や生活用品代も受け取れます。

Q11 住む所がないと最初は施設に入るのですか？

本人の希望する場所で暮らすことができます。施設を断って最初からアパート暮らしを始めることもできます。

Q12 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？

支給される家賃額に上限がありますが利用できます。保護が始まったあとに低額な家賃の住居に転宅するように言われた場合には転居に必要な敷金等も支給されます。

Q13 持ち家があるのですが生活保護は利用できますか？

農地や自分が住むための「ささやかな家」などは大丈夫です。ただし資産価値が大きい土地や豪邸は処分したり、リバースモーゲージ制度を利用して生活費に当てることを求められます。（※ つづく）

北九州市の「生活保護のしおり」も、改善されました。

左は、小倉生健会が作成した「生活保護の手びき」ですが、北九州市も、生活保護利用者に対して、制度を知らせるために、「生活保護のしおり」を発行しています。

本会報の18年5月号に掲載しましたように、北九州市に対して、生健会が具体的に提案をし、特に「一時扶助」については、8頁半も追加記載されるようになり、大変分かり安くなりました。

今年度の改版では、昨年7月から制度改善された「冷暖房器具の購入・設置」や、これまで掲載が漏れていた「住宅維持費」や「学習支援費」も追加されました。

柳井誠市議が市議会で「国保利用者のわずか1/100しかない、生活保護利用者の健康診査（健診）率の低さ」を指摘し、改善を求めていた「健診率向上」も追加されました。

また、一昨年発生した小倉北区清水の「中村荘」での火災死亡事故などの再発防止も意識したと思われる「火災予防について」も、2ページを割いて追加し、合計21ページもの立派な「しおり」になりました。

ただ、生活保護利用者の中には、「議会で保護課が答弁しているように、『毎年きちんと届け、丁寧に説明』されていない」との声もあり、「しおり」の活用と配布・説明の徹底が求められています。

せい かつ ほ こ
生活保護のしおり

このしおりは、生活保護について大切なことが書いてありますので、必ず読んで大切に保管してください。

あなたの世帯の担当のケースワーカーは
_____ 区役所 保護課（福祉事務所）
_____ 係の _____ です。

電話 _____ 内線 _____

あなたの地区の民生委員は _____ さんです。

きた きゅう しゅう し
北 九 州 市

2019.4

「生活保護のしおり」(表紙)